

政務活動費の交付の方法

神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例第6条第1項の規定により会派届の提出がありましたので、同条例第7条第4項の規定により次のとおり公示します。

令和4年11月28日

神奈川県議会議長 しきだ 博昭

- 1 会派の名称
さかえの会
- 2 政務活動費の交付の方法
議員に交付する方法

政務活動費の交付の方法

神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例第6条第1項の規定により会派届の提出がありましたので、同条例第7条第4項の規定により次のとおり公示します。

令和4年11月28日

神奈川県議会議長 しきだ 博昭

- 1 会派の名称
秦野の会
- 2 政務活動費の交付の方法
議員に交付する方法

政務活動費の交付の方法等の異動

神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例第6条第2項の規定により会派異動届の提出がありましたので、同条例第7条第4項の規定により次のとおり公示します。

令和4年11月28日

神奈川県議会議長 しきだ 博昭

会派の名称	異動事項	新	旧
県政会神奈川 県議会議員団	政務活動費の 交付の方法	会派及び議員に交 付する方法 会派に交付する額 （1人当たりの月 額）30,000円 議員に交付する額 （1人当たりの月 額）500,000円	会派及び議員に交 付する方法 会派に交付する額 （1人当たりの月 額）20,000円 議員に交付する額 （1人当たりの月 額）510,000円